

20200917商局第1号
令和2年9月30日

各経済産業局長、内閣府沖縄総合事務局長 宛て

経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行について（通達）

ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成5年政令第19号）及びゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成5年通商産業省令第23号）の施行に当たっては、下記のとおり法の運用を行ってください。

附 則

この通達は、令和2年9月30日から施行する。

なお、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行について（通達）（20120919商局第79号）」は廃止することとする。

記

1. 法第2条（定義）関係

(1) この法律において「会員契約」とは、「当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保養のための施設であって政令で定めるものを継続的に利用させる役務を提供することを約し、相手方がこれに応じて50万円以上の金銭を支払うことを約する契約」をいう。

なお、「その他スポーツ施設又は保養のための施設」については政令で定められていないことから、ゴルフ場に係る会員契約のみが本法の対象となる。

(2) 「ゴルフ場」の定義について

「ゴルフ場」とは、会員制事業者が会員に対して契約に基づきゴルフを行わせることを目的として設置する施設のことをいうが、本法の施行に当たっては「ゴルフ場」の定義は、「ホール数が18ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が100メートル以上の施設（当該施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除く。）及びホール数が18ホール未満のもの

であっても、ホール数が9ホール以上であり、かつ、ホールの平均距離がおおむね150メートル以上の施設」をいう。

(3) 政令第1条関係

法第2条の「会員契約」に該当する契約の金額の下限を50万円と定めたものであり、これを下回る契約金額のものは、「会員契約」に該当せず本法の対象とならない。

(4) 「株主制」のゴルフ場について

① 本法は、預託金制の会員契約を対象とするものであり、いわゆる株主制のゴルフクラブにおいてみられる株式の取得のために金銭が支払われる契約は会員契約の定義に該当せず、本法の対象外である。具体的には、以下の契約は本法の「会員契約」には該当しない。

イ) ゴルフ場等の所有、管理等を行う法人が発行する株券を取得するための金銭を支払うことにより、自動的に又は理事会の承認等を得て指定役務の提供を受ける場合及びグリーンフィー等の実費相当分の金銭を支払い一時的に指定役務の提供を受けることとなる場合において、当該株券を取得する契約

ロ) 株主制・預託金制を併用している場合（株券を取得する契約により指定役務の提供を受ける者と、会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者が併存している場合や、同一の会員が締結する契約の中に株券を取得する契約と会員契約が併存している場合をいう。）における株券を取得する契約（上記イ)の契約)

② 株券の取得の対価として支払う金銭は、法第2条第6項の「拋出金」及び「預託金」のいずれにも含まれない。

③ 株主制のゴルフ場は本法の対象外であることから、「募集」に、金融商品取引法第2条第3項の「有価証券の募集」及び第4項の「有価証券の売出し」は含まれない。

④ 会員契約の締結の代理又は媒介に、金融商品取引法第2条第8項各号に掲げる行為は含まれない。

(5) 一般社団法人制のゴルフ場について

ゴルフ場の設置及び運営をその主な事業とする一般社団法人は、本法の適用除外となる（法第19条第2項及び政令第6条参照）。ただし、一般社団法人が社員以外の者と会員契約を締結する場合には本法の対象となる。

(6) 複合型施設について

ゴルフ場とそれ以外の施設の利用についての契約が一体となっている場合（いわゆる複合型施設）であっても本法の対象となる。

(7)外国のゴルフ場について

本法は日本国内において締結される会員契約を対象としており、施設自体が日本に所在することは要件にはなっていないため、外国のゴルフ場について日本で募集する場合にも、本法の適用を受ける。

(8)会員権の譲渡・相続について

会員権の譲渡・相続については、会員契約の締結ではなく会員契約の当事者の変更であることから本法の対象とはならない。また、名義書換預託金を支払う場合であっても、会員契約の変更であり会員契約の締結とはいえないことから本法の対象とはならない。

(9)既存の会員に対する契約変更について

ホール数等施設の変更をする場合において、新規の会員募集を行わず、既存の会員のみを対象として追加の預託金を支払わせる等の会員契約の変更を行う場合は、会員契約の締結とはいえないことから本法の対象とはならない。

(10)追加募集について

本法施行後に追加募集を行う場合、当該追加募集は新たな会員契約の締結であり、本法の対象となる。

(11)拠出金の分割支払について

拠出金を分割で支払わせる場合であっても、会員契約において支払うことを約した金額がいくらであるかが会員契約の対象となるかどうかの基準となることから、その合計金額が50万円以上であれば本法の対象となる。

(12)拠出金・預託金について

「拠出金」とは、入会金、預託金、保証金等その名称のいかんを問わず会員が会員契約に基づき会員制事業者を支払う金銭のことをいう。一方、「預託金」とは、拠出金のうち会員制事業者が会員に対して将来返還することを約したものをいう。(法第2条第6項参照)

2. 法第3条(募集の届出)関係

(1)届出時期について

① 募集をしようとするときはあらかじめ届け出る必要がある。なお、この「募集」には広告や勧誘行為等も該当し、それらの行為を行う前に届出を行う必要がある。(法第2条第4項参照)

(2)届出場所について

会員制事業者の主たる事業所（本社）の所在地を管轄する経済産業局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局 以下同じ。）に対して届出を行うこととする。また、主たる事業所が海外にある場合は、経済産業省商務情報政策局商取引監督課に対し届け出ることとする。

(3)届出方法について

- ① 届出用紙については、経済産業省令に規定する様式に合わせて、会員制事業者が各々作成する。
- ② 届出は、届出用紙の正本1通に写し4通を添えて、経済産業局等に持参又は郵送すること。
- ③ 届出は、原則として会員契約に係る施設ごとに行うこととする。ただし、同一の会員契約で複数の施設を利用させる場合にあつては、当該複数の施設について一括して届出ることとする。

(4)届出の受理について

届出を受けた経済産業局等は、上記（2）及び（3）の届出場所及び届出方法が適正であるか確認するとともに、下記（5）の届出事項が適切に記載されているか形式的な確認等を行ったのち、当該届出を受理する。

なお、確認した結果、適正な届出場所又は届出方法と認められない場合は、適正な届出場所又は届出方法によって提出することを指導する。また、届出事項の記載内容が不適切な場合は、適切な内容を記載するよう訂正を求めるものとする。

(5)届出事項について

省令において、届出の様式（様式第1）が定められているので、これに従って記載するものとする。

① 「会員制事業を行うのに必要な資金の額」について

当該届出に係る事業全体を行うのに必要な資金の額について記載することとなる。なお、届出時以後必要となる資金の額とそれ以前に必要とされた資金の額を分けることができるのであれば、届出時以後必要となる資金の額についてのみ記載してもよい。

② 「指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあつては、当該権原の内容」について

「権利関係の内容」については、賃借権、借地権、施設利用権等が想定される。特に施設利用権については、事業者と施設の所有者との権利関係が明確になるようにその権原に係る契約の実態に合わせて記載すること。また、「権利の存続期間」については、

始期と終期が分かるように記載すること。

③ 「指定役務の内容」について

法第3条第1項第2号イについての記載事項を示すものであって、ゴルフ場において会員が会員契約に基づき利用することができるサービス、施設等について明らかになるよう記載すること。なお、指定役務に係る施設については開設・未開設を問わず全て記載し、未開設のものについては、その範囲が分かるように注記すること。

また、「指定役務に係る施設の概要がわかる図」とは、コース配置図（レイアウト図）であって各ホールの合計距離及び合計パー数が明らかになるものであること。

④ 「指定役務に係る施設についての計画の内容」について

法第3条第1項第2号ロについての記載事項を示すものであって、指定役務に係る施設のうち、未開設のもののみについて記載すること。したがって、会員契約に係る施設が全て開設している場合は、記載すべきものがない旨記載すること。

⑤ 「会員の数についての計画」について

「会員の種類」については、利用条件に基づく正会員、平日会員、週日会員等の区分や、会員の性格に基づく個人会員、法人会員の区分、また法人会員における具体的利用条件に基づく記名式、無記名式等の区分が想定される。

「契約締結予定数」については、届出時以後に会員契約を締結する予定の数について記載すること。

「提供される役務の内容」については、利用日等の利用条件、法人会員にあっては利用可能人数等も記載すること。

⑥ 「契約者がある場合にあっては契約者の数についての計画及び、その契約の内容」について

「契約者」とは、50万円未満の契約金額で指定役務に係る施設を継続的に利用することができる者のことをいい、具体的には契約金額が50万円に満たない平日会員等が該当する。（省令第2条第3項第1号参照）

⑦ 「指定役務に係る施設について、会員及び契約者以外の者に利用させる場合にあっては、その内容」について

一般的には「ビジター」利用のことであり、例えば「ビジターの利用に際しては会員の同伴が必要」等の規定について記載する。

⑧ 「拠出金の種類及び額」について

同じ種類の会員であっても、1次募集、2次募集等により拠出金の種類又は額が異なっておれば、それぞれ記載する。

また、入会金、預託金以外の拠出金がある場合、その名称及び額を注記する。

⑨ 「会員契約の変更に関する事項」について

会員契約の変更に関し、変更の条件・手続き・範囲・効果（当該変更により会員が会員契約を解除することができること等）等についての規定があるときは、その内容につ

いて簡潔に記載する。

⑩ 「会員契約の解除に関する事項」について

会員制事業者が「会員の数についての計画等を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるとき」はその内容について記載する。

また、クーリング・オフの規定、規約等に違反した場合の除名及びそれに伴う預託金の返還手続き等の会員契約の解除に関する規定があれば、その内容について記載する。

⑪ 「指定役務の提供を制限する定めがあるときはその内容」について

会員契約に係る指定役務の提供を制限する場合についての規定があれば、その内容について記載する。例えば、休業日等によりゴルフ場をクローズする場合、規約等に違反した場合の一時的な利用停止の規定がある場合等が想定される。

(6) 法第3条第2項について

本法においては、「募集」の定義に個々の「会員契約の締結」が含まれるので（第2条第4項参照）、第3条第2項では、一度「前項の規定による届出」をした施設に係る募集をしようとする場合には、届出事項に変更がない限り、その後の募集（個々の会員契約の締結等）について第1項の届出を要しないことを規定している。ただし、追加の募集を行う等届出事項の変更を行って募集する場合には、その募集の前に再度第1項の届出をすることが必要である（会員制事業を行うのに必要な資金の額の届出額の百分の十以内の増減による変更を除く。（省令第3条参照））。

3. 法第4条（会員契約の締結時期の制限）関係

(1) 届出の場所及び方法（様式第2）

法第3条の届出と同じ。

(2) 「開設」について

「開設」とは、指定役務に係る施設を会員が会員契約に基づき利用可能な状態になった時をいう。具体的には、建設工事が完了し、営業準備等も整い、会員が契約に基づき利用できる状態をいう。また、仮オープン等の場合のように、通常言われている本オープンまでの期間でも、上記の条件を満たしていれば、既に「開設」していることとなる。

(3) 経過措置について

法第4条については法附則第3条に経過措置が定められている。その内容は、

- ① 第1項は、法施行（平成5年5月19日）の前に会員契約に係る施設について、いわゆる開発許認可を取得している場合は法第4条の適用はないことを規定している。
- ② 第2項は、本法の公布の日（平成4年5月20日）の前に会員契約の締結をしている場合は法第4条の適用はないことを規定している。

(4) 締結すべき保証委託契約の内容

次に掲げる各条件を最低限満たしていること。

① 保証委託契約の相手

銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合、保険会社、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第7項に規定する外国保険会社等、本法第13条第1項の指定を受けた会員制事業協会（政令第2条に規定）

② 保証事由

会員制事業者について、破産宣告がされた場合その他の当該会員契約に基づく指定役務の提供を受けることができないことが明らかになった場合（①天災、②戦争、革命、内乱、暴動又は騒乱、③放射性物質の放出を伴う災害による場合を除く。）（法第4条、政令第3条及び省令第5条に規定）

③ 保証金額

会員制事業者が会員に対して当該施設が開設されないこととなった場合において返還すべき拠出金の額の2分の1以上の額（法第4条及び政令第3条に規定）

④ 保証期間

保証期間の末日が会員契約により定められた当該会員契約に係る施設の開設予定日から起算して経済産業省令で定める期間（3年）を経過する日以後であること（政令第3条に規定）

(5) 外国のゴルフ場について

外国のゴルフ場についても本法の対象となることから、法第4条の適用を受ける。

ただし、外国のゴルフ場の開設に当たっては、政令で定められる許可等の処分は必要でないが、施設開設前に会員契約を締結する場合には保証委託契約を締結し、その旨届け出なければならない。

また、必要な許可等の処分がないことから、法附則第3条第1項の経過措置の適用はなく、施設開設前に会員契約の締結をする場合は必ず法第4条に定める保証委託契約を締結しその旨を届け出る必要がある。（なお、法附則第3条第2項の経過措置の適用はある。すなわち、法律の公布日（平成4年5月20日）の前に当該ゴルフ場について会員契約の締結があれば、本法施行後において、施設開設前に会員契約の締結をする場合であっても、保証委託契約の締結等は必要ない。）

(6) ゴルフ場以外の施設についても、ゴルフ場と一体の会員契約として利用させ、拠出金を支払わせる場合、原則としてゴルフ場の部分についてのみが保証委託契約の対象となる。しかし、一体不可分の契約でありゴルフ場部分についてのみ金額として分けられない場

合には全ての金額が保証委託契約の対象となる。

(7) 複数の保証機関と保証委託契約を締結することは可能である。

(8) 法第4条ただし書きにおいては、会員契約に係る施設について許可等の処分があることが必要とされているが、当該許可等の処分を取得する者と会員制事業者が異なっても問題はない。

(9) 法第4条は、施設の開設前に会員契約の締結をする場合においては保証委託契約の締結等が必要となることを定めていることから、広告・勧誘行為等を行うだけで会員契約の締結をしないのであれば、法第4条の適用は受けない。

(なお、広告・勧誘行為等を行うことに対し法第3条の届出は必要である。)

4. 法第5条（書面の交付）関係

(1) 書面交付の趣旨

第1項と第2項で2回の書面交付を義務付けている。各々の趣旨は、第1項については顧客が会員契約を締結するかどうかの意思決定を行うに当たっての情報を提供させることであり、いわゆるパンフレット（情報提供が十分であり、会員の保護が図られるものであることが必要である。）を想定しているのに対し、第2項については会員契約締結後において契約の具体的内容を会員によく理解させ、確認させることであり、いわゆる契約書（会則、規約等を含む。）を想定している。

(2) 書面の交付時期について

- ① 第5条第1項の書面は、会員契約が成立するまでの間に交付しなければならないが、「会員契約の成立」とは、通例、会員の入会申込、入会審査を経て、通知が会員のもとに届いたときと解される。
- ② 第5条第2項の書面は、会員契約の締結をしたときは遅滞なく交付しなければならないこととなっているが、この「遅滞なく」とは、通常3～4日以内と解される。

(3) 第5条第3項について

会員制事業者は、会員契約に関する事項のうち、①会員の数についての計画、②預託金の額及び据置期間、③指定役務に係る施設のうちゴルフ場のホール数に関する事項を変更する場合には、会員に対して契約内容を確認する機会を与えるため、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならない。（省令第9条参照）

法施行前に会員募集を終えており、法施行時において法第3条第1項の届出をする必要

のない事業者が法施行後追加募集をする場合において、1回目の追加募集を行う際には、初めて第3条第1項の届出をするものであり既に届出をしている事項がないことから届出事項を変更していないこととなり、既存の会員に対して書面を交付する必要はない。2回目以降の追加募集を行う際には、届出事項を変更していることから既存の会員全てに対して書面を交付する必要がある。

(4) 交付する書面の様式について

書面の交付については様式を定めていないが、

- ① 用いる文字及び数字については、日本産業規格Z 8 3 0 5に規定する8ポイント以上の大きさのものを用いること。
- ② 省令で特段の定めがあるものについては赤枠の中に赤字で記載すること。（省令第7条、第8条、第9条参照）

5. 法第6条（誇大広告の禁止）関係

「著しく」の解釈については、例えば「一般消費者が広告に記載していることと事実との相違を知っていれば、当然契約を締結することはない」等の場合が該当すると考えられるが、具体的に何が「著しく」に該当するかの判断は、個々の広告について判断されるべきである。

6. 法第7条（会員契約の締結又は更新についての勧誘等）関係

第2項の「会員契約の解除を妨げる目的をもって不実のことを告げる行為」とは、例えば、法第12条に規定するクーリング・オフの行使を妨げるために不実のことを告げる行為等が考えられ、会員の正当な権利行使を妨害することをいう。

7. 法第8条（不当な行為等の禁止）関係

(1) 第1号の「威迫」とは、他人に対して言語挙動をもって氣勢を示し、不安感を生じさせることをいう。

(2) 第2号は、会員制事業者が行う民事上の債務不履行についての規定である。

- ① 「会員契約の解除によって生ずる債務」とは、会員制事業者が会員契約の解除によって、会員から受け取った金銭について返還する義務が生じた場合におけるその返還債務等が考えられる。
- ② 「履行の拒否」は、契約の相手方の請求に対して明示的に拒否する場合もあろうが、明示的に拒否することはしないまでも、実態上「拒否」と認められる場合（会員契約の

相手方の請求を聞こうとしない場合等) も含む。

- ③ 「不当な遅延」については、解除がなされたときに直ちに本項違反となるものではなく、返還すべき金銭の調達に要する期間等の合理的期間内であれば、本項違反にならない。

8. 法第9条（書類の閲覧）関係

(1) 書類を備え置く者

法第3条第1項の規定による届出をした会員制事業者が、法第9条の閲覧書類（様式第3）を備え置くこととなる。

(2) 書類を備え置く場所について

主たる事業所（本社）及びゴルフ場に備え置くこととする（会員契約に関する業務を行っていない場合は除く。）。他に会員契約に関する業務を行う事業所があれば、そこにも備え置くことが必要。

(3) 閲覧させる対象

第3条第1項の規定による届出をした事業者は、「会員」の求めに応じ閲覧させなければならないと規定されている。この「会員」は既存の会員も含む。

- (4) 当該閲覧書類については、会員制事業を続ける限り毎年度作成し、3年間備え置く必要がある。

- (5) 当該閲覧書類における各数値について円単位で記載するようになっているものについて、適宜千円単位あるいは百万円単位で記載してもよい。

9. 法第12条（会員契約の解除等）関係

第3項の「当該役務の提供により得られた利益」とは、会員制事業者による役務の提供を受けた場合における会員の不当利得を表現したものであり、例えば、会員料金とビジター料金との差額はこれに相当するが、会員契約の解除の事務手続きを行うに当たって要した実費についてはこれに相当しない。

10. 法第13条（会員制事業協会）関係

本法の目的を達成し、会員契約の適正化を図るため、ゴルフ場事業者の団体である一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会が会員制事業協会として指定されている。